

第5章 原子力災害対策

第1節 計画の目的と性格

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力施設に事故が発生したことによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、名取市が、宮城県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）と連携してとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の迅速な遂行によって、市民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護し、また被害を軽減することを目的とする。

名取市は、東北電力女川原子力発電所（以下「女川原発」という。）から30km圏外に位置しており、原災法に基づく地域防災計画・原子力災害対策編の策定対象には該当しない。しかし、東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）での事故の経験から、原子力施設に事故が発生した場合には、影響が広域に及ぶ可能性があるという認識に立ち、原子力災害の発生に伴う放射性物質の影響から市民等の安全・安心を確保するために本計画を策定する。

第2 計画の性格等

本計画は、市の地域に係る原子力災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、国の防災基本計画・原子力災害対策編及び宮城県地域防災計画・原子力災害対策編に基づいて作成したものである。

また、本計画の内容は、原子力災害対策等に関連する専門用語及び欧文略語を使用して記載していることから、その理解を促進するため、本章末尾に記載する「用語集」を適切に参照するものとする。

第2節 名取市の概況と災害想定

第1 名取市の概況

1 地理的位置

市は、宮城県の東部に位置し、北、南、西はそれぞれ、仙台市、岩沼市、村田町に接し、東は太平洋にのぞみ、中心地は東経 140° 52′ 37″、北緯 38° 09′ 45″ にある。

■市の位置・面積

東 経		北 緯		面 積	広 ば う	
最 東	最 西	最 南	最 北		東西	南北
140° 58′ 03″	140° 47′ 03″	38° 06′ 36″	38° 13′ 09″	98.18km ²	15km	8km

2 各原子力発電所との距離

市から最も近い原子力発電所は女川原発であり、市役所は約 59 k m、仙台国際空港は約 58 k m、最も近い閑上漁港は約 53 k m の距離に位置する。

次に近いのは福島第一原発であり、市役所は約 84 k m、仙台国際空港は約 80 k m の距離に位置する。

その他の原子力発電所は、最も近い施設でも東海原子力発電所で市役所から約 190 k m 以上の距離であり、影響は限定的であると考えられる。

名取市役所と各原子力発電所との距離



3 気象条件

原子力災害の発生時には、気象条件によって放射性物質等の影響範囲が大きく変化することから、原子力施設周辺及び本市域内の気象条件について、下表の項目を適切に把握することが重要となる。

把握すべき気象条件

気象条件		影 響
発電所周辺	風 向	本市域へ向かうプルーム（放射性物質を含む大気）の量に影響する。（北東～東北東の風向の場合に影響大）
	風 速	プルームの到達時間に影響する。（上空の風が東北東から 20 m/秒で一定である場合、約 44 分で市域上空に到達する。）
	降水量	発電所近傍で降水があれば近距離での沈着が増え、遠方に拡散するプルームの量が減少する。
	大気安定度	大気が安定していると拡散が少なく、風向きによっては本市域へ向かうプルームの濃度が高くなる可能性がある。
本市域	降水量	プルームが上空にあるときに降水があると、地表面に沈着する放射性物質の量が大きく増加する。

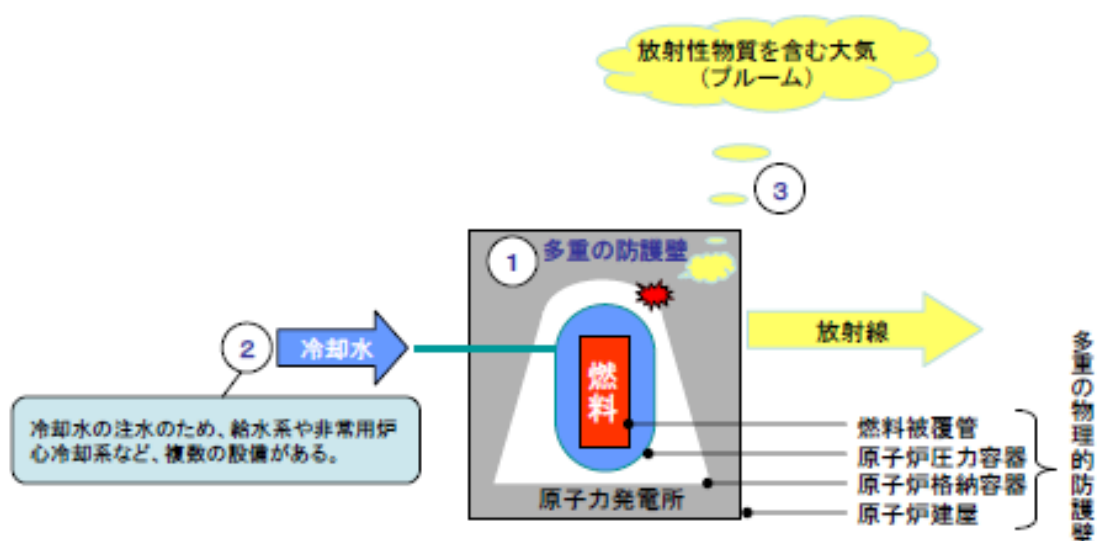
第2 災害想定

1 原子力災害の概要

（1）原子力発電所の事故の概要

放射性物質は、平常の状態では燃料被覆管、原子炉圧力容器、原子炉格納容器、原子炉建屋などの多重の物理的防護壁に閉じ込められている（①）。燃料被覆管の中の核燃料は、原子炉の運転を止めた直後は崩壊熱と呼ばれる大量の発熱があるため、水で冷やす必要がある（②）。福島第一原発の事故では、原子炉を止めた後、冷却ができない状況が続いたため、高温により燃料被覆管が溶け出し、最終的には原子炉格納容器が破壊された。このように、多重の防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される（③）。

原子力発電所の事故の概要



放出される放射性物質にはさまざまな種類があり、放出される状態や人体への影響もそれぞれ異なる。放射性物質は原子炉格納容器などが破壊されて放出される場合が多く、い

つ、どのぐらいの量が放出されるかを事前に予想することは難しい。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出するなど、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

(2) 被ばくの経路

原子力施設の事故による被ばくの経路には、以下の三つがある。

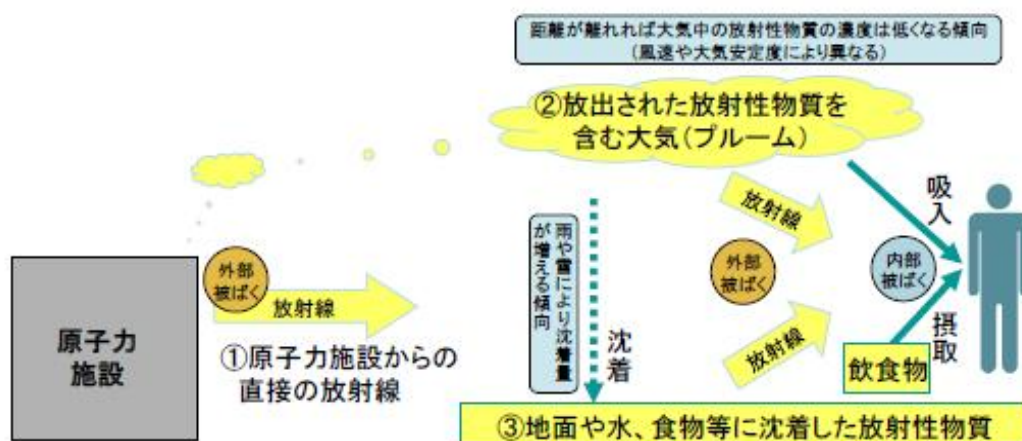
- ア 原子力施設からの直接の放射線 (下図①)
- イ 放出された放射性物質を含む大気(プルーム) (下図②)
- ウ 地面や水、食物等に沈着した放射性物質 (下図③)

また、被ばくの形態は下図のように分類される。

外部被ばく	プルーム又は地面等に沈着した放射性物質から出た放射線を体の外部から受けること。
内部被ばく	大気や飲食物中の放射性物質を呼吸や飲食により体内に取り込むことで、放射線の影響を受けること。

市は、原子力発電所からの距離が 50 k m 以上であることから、主にプルームによる影響と、沈着した放射性物質による影響に注意が必要となる。特に、放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくや、地面等に沈着した放射性物質からの外部被ばくによる長期的な被ばくについて注意する必要がある。被ばくの種類を下図に示す。

事故時の被ばくの種類



プルーム及び地面等に沈着した放射性物質による被ばくを低減化する措置としては、気密性の高い場所への移動、放射線の遮へい効果の高い場所への退避及び放出源からの風下軸から遠ざかることが有効である。その際、本市域の風向き等を考慮し、風下軸からある幅をもった範囲の住民等に対して措置を講じることになる。

また、飲食物の経口摂取等による内部被ばくに対しては、周辺住民等が汚染された飲食物を摂取するまでには通常時間的余裕があるため、その間に、県等が飲食物中の放射性物質の濃度を測定し、摂取制限等の対策が講じられることとなる。

2 市が想定する災害

想定の対象とする原子力施設は、第一義的には女川原発を想定することとするが、福島第一原発の事故では汚染範囲が広域に及んだことから、福島、東海、柏崎刈羽等の他の原子力施設の事故の影響が全国レベルに及んだ場合にも対応できるようにする。

災害の状況とその対応については、本市の市民が至急の避難を必要とする事態に至る可能性は高くはないが、事故の規模や気象条件によって屋内退避や安定ヨウ素剤の予防服用が必要となる場合、市民等は自宅等に退避し、災害情報に注意して対応することが必要となる。

さらには、計画的な避難や除染が必要となる場合もありうる。

また、避難等の防護対策実施時の混乱（渋滞、交通事故等）や風評被害などの社会的混乱（放射性物質の影響が少ない場合でも発生しうる。）が生じることも想定される。

さらに、地震や津波等様々な自然災害や事故との複合災害、航空機の墜落やテロ・武力攻撃等により発生した事故等、通常の想定を超えるこれらの事象に対しても国や県の検討結果を踏まえて想定する。

なお、これらの想定を超える災害事象が発生する可能性は現時点では低いものの、福島第一原発の事故に関する調査・研究が進み、新たにリスクの高まりなどが明らかとなった場合には、本想定を見直すとともに、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

3 緊急事態における判断基準

緊急事態の初期対応段階では、迅速な意思決定ができるよう、緊急事態の区分が以下の判断基準に基づき決定される。

（１）緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level、原子力事業者が定めるもの。）

国の指針では、原子力施設の状態に基づく緊急事態区分として、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の三つの区分が示されている。EALは、事故発生後に災害対策活動体制を確立し、初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実に開始するため、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき、緊急事態区分を判断する基準となるものであり、各原子力施設の固有の特性に応じて原子力事業者毎に設定される。

緊急事態区分の概要

緊急事態区分	概 要
警戒事態	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（※1）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（※2）を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する段階。
施設敷地緊急事態	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する段階。 原災法第10条の特定事象に対応。
全面緊急事態	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し、又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する段階。 原災法第15条の原子力緊急事態に対応。

※1 放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。

※2 施設敷地緊急事態要避難者とは、PAZ 内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- ・要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者
- ・妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- ・安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

（2）運用上の介入レベル（O I L : Operational Intervention Level）

ア O I Lは、環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準で、空間放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で設定される。

イ O I Lと防護措置

O I Lと防護措置について（原子力災害対策指針）

	基準の種類	基準の概要	初期設定地 ※1	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内避難させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率) ※2	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む) 甲状腺の被ばく線量を推定するために行う測定(以下「甲状腺被ばく線量モニタリング」という。)を実施。

	OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準		β線：40,000cpm ※3 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)		避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易な方法による除染 (以下「簡易除染」という。)等を実施。
				β線：13,000cpm ※3 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)		
早期防護措置	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射線物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ※4 の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準。		20 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※2)		1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。 甲状腺被ばく線量モニタリングを実施。
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準		0.5 μSv/h ※5 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※2)		数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水、牛乳、乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※6	測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値

※2 OIL1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が OIL1 の基準値を超えた場合、OIL2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が OIL2 の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)が OIL2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20 cm² の検出器を使用した場合の計数率

※4 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※5 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

出典：「原子力災害対策指針」（平成30年10月1日一部改正）

第3節 市の活動体制

第1 災害対策活動体制

本節では、原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、平常業務の一部停止も考慮しながら応急対策を行うための防災組織体制について定める。

市は、原子力施設において事故が発生したときは、以下の体制をもって対処する。

原子力施設の緊急事態区分と組織体制

原子力施設の緊急事態区分（発令基準）	発令者	組織体制
【警戒事態】 ・女川原発で警戒事態が発生した場合 ・女川原発以外の国内の原子力発電所で発生したトラブルで安全レベルが低下し、市にも影響が及ぶおそれのある場合	防災安全課長	警戒配備（0号配備）
【施設敷地緊急事態】 ・女川原発で施設敷地緊急事態が発生した場合 ・各種モニタリングの結果などにより、市が警戒本部又は特別警戒本部を設置する必要があると判断した場合	副市長	警戒本部（1号配備） 又は 特別警戒本部（2号配備）
【全面緊急事態】 ・女川原発で全面緊急事態が発生した場合 ・各種モニタリングの結果などにより、市が災害対策本部を設置する必要があると判断した場合	市長	災害対策本部（3号配備）

第2 事務分掌

所 属	事務分掌
共 通	・情報収集と連絡体制に関すること ・市からの情報発信に関すること ・所管施設の空間放射線量の計測及び除染に関すること ・所管業務に係る国、県等からの原子力災害対策に関する情報収集及び庁内の情報の共有化に関すること
総務班	・災害対策本部の設置・運営に関すること ・原子力災害対策の総括、実施に係る総合調整に関すること ・他の機関との連絡調整に関すること ・避難受入れに関すること ・知識普及・啓発・防災訓練に関すること
企画班	・資材調達・備蓄・ロジスティクスに関すること
輸送連絡調整班	

財政班	・ 財政的支援要望の総括に関する事 ・ 対策に係る予算措置の総括に関する事
民生班	・ 退避・避難に関する事
医療防疫班	・ 被ばく対策に関する事
環境班	・ 除染に関する事 ・ 環境モニタリングに関する事
農林水産班	・ 飲食物の安全確保に関する事

第4節 退避・避難・避難受入れ

市は、市民や一時滞在者等の予防的防護措置としての退避・避難及び他市町からの避難者の受入れに関する対策を講じるが、原子力発電所事故の災害想定を踏まえ、可能性の高い屋内退避を基本としつつ、災害の規模や状況等に応じて計画的な避難の可能性も考慮する。また、避難等は、広域的な連携を要するものであることから、その要領については、国、県、他市町等と連携して検討するものとする。

第1 平時の備え

1 市民・一時滞在者等の退避・避難

(1) 屋内退避・一時移転等に関する基準

本市は、女川原発から30km圏外に位置し、市民が至急の避難を必要とする事態に至る可能性は高くないと想定され、放射性物質の大量放出に至った場合の屋内退避の実施が基本となり、事故の規模や気象条件によっては一時移転を一週間程度内に実施することが必要になる可能性もあると考えられる。屋内退避及び一時移転については下表のとおり。

屋内退避	屋内退避とは、自宅等の屋内に退避し、呼吸及び経口摂取による放射性物質の体内への取り込みを抑制するとともに、屋外の放射性物質からの放射線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。細部は用語集を参照。
一時移転	一時移転とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一週間程度内に当該地域から離れるために実施する防護措置である。

避難等に関する基準（原子力災害対策指針）

基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準（OIL1）	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内避難を含む)
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を一週間程度内に一時移転させるための基準（OIL2）	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。

(2) 地域住民の屋内退避・要配慮者等の一時移転支援体制の整備

屋内退避の場合には、自宅や学校、勤務先、帰宅困難者は市が開設する指定避難所等に入り、一定の時間留まっていることが必要になることから、障害者や高齢者、妊産婦・乳幼児のいる家庭、外国人等については、安否確認と必要な情報を迅速かつ的確に伝えることが必要となる。一時移転の場合には、自力避難が困難な避難行動要支援者等を、避難施設に移送することが必要となる。

市は、平時より町内会や自主防災組織等、地域団体の協力を得ながら、地域住民の屋内退避や要配慮者等の一時移転の実施を支援する体制の整備のための検討を進めることとする。

(3) 学校等施設における屋内退避実施体制の整備

学校等施設（保育所、幼稚園含む。）の管理者は、県又は市と連携し、原子力災害時における園児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）の安全を確保するため、児童等の屋内退避を実施する体制の整備のための検討を進めることとする。

学校等施設の活動中に屋内退避の準備が発令された場合、原則として、管理者は保護者に連絡し、児童等を引き渡す。

屋内退避が指示された時点でまだ保護者への引き渡しが行われていない児童等がいる場合は、学校等施設において屋内退避を実施する。その後、屋内退避の指示が解除された時点から保護者への引き渡しを行うものとする。

2 他市等からの避難の受入れ体制の整備

市は、県及び女川原発周辺市からの要請に基づき、他市等からの避難者を受入れるため、平時より体制を整える。

(1) 協議及び協定

県の「避難計画〔原子力災害〕作成ガイドライン」では、UPZ圏である概ね30km圏内の7市町の圏外への避難先の割振りを定めており、市は、東松島市から避難者を受け入れることとされている。

市は、平時より避難元自治体と受け入れに関する体制や手続きについて協議を行い、基本的事項については協定等で定め、また必要に応じ見直しを図るものとする。

(2) 受け入れ人数

市は、原子力災害発生時において、UPZ圏の東松島市（小野地域、野蒜地域）から、約5,200人（平成27年9月時点の人数）の避難者を受け入れるものとする。

(3) 施設の選定

市有施設を対象に、その管理者の同意を得て避難所等として選定をする。また、原子力災害と自然災害等の複合災害発生時に、避難を必要とする本市民及び一時滞在者等を収容できるよう、適宜に見直しを図るものとする。

第2 事故発生後の対応

1 市民・一時滞在者等の退避・避難

(1) 屋内退避の実施

ア 屋内退避の準備の発令（施設敷地緊急事態又は全面緊急事態の発生段階）

市は、東北電力から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に相当する事象の発生についての通報連絡及び県からの連絡を受けた場合、災害対策本部長が屋内退避の準備を発令するとともに市民に伝達する。

市民は、建物の気密性の確保や食料等の備蓄物資の準備を行い、屋内退避に備える。

なお、屋内退避の指示が発令された場合、又は原子力施設に関わる全ての緊急事態が解除された場合に、屋内退避の準備を解除する。

イ 屋内退避の指示の発令（放射性物質の大量放出段階）

市は、全面緊急事態の発生後、放射性物質の大量放出に至り、国又は県から屋内退避の指示を受けた場合、又は、市がプルームの影響が及ぶ可能性が高いと判断した場合、国、県のモニタリングの結果や専門家の意見等を踏まえて地域の特定制を行い、災害対策本部長が屋内退避を指示し、市民に伝達する。

市民は、自宅等への退避を基本とし、地震等の自然災害の発生により自宅等への退避が困難な場合は、開設されている指定避難所等へ退避する。

また、一時滞在者等についても、自然災害と同様とし、指定避難所等で屋内退避を行うものとする。

（2）一時移転の実施

ア 一時移転の準備の発令

市は、プルーム通過後、国、県の緊急時モニタリングの結果、一時移転の実施を判断する基準（0IL2）を超える空間放射線量が計測された場合に、国及び県と連携しながら地域の特定制を行い、災害対策本部長が一時移転の準備を発令し、市民に伝達する。

市民は、持ち出す物資の取りまとめを行うなど、一時移転の準備を行う。

イ 一時移転の指示の発令

市は、国又は県から一時移転の指示を受けた場合、又は国、県の緊急時モニタリングの結果、一時移転の実施を判断する基準値（0IL2）を超えた時から起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）が0IL2の基準値を超えた場合に、国及び県と連携しながら地域の特定制を行い、災害対策本部長が一時移転の指示を発令し、市民に伝達する。

市民は、市から指示された移転先へ、自家用車又は公共交通機関を活用し、一時移転する。移動手段がない市民や、自力での避難が困難な避難行動要支援者等は、国、県又は市が準備する移動手段により一時移転する。市は、移動手段確保のための要領について、あらかじめ検討を進めるものとする。

ウ 一時移転先

国、県の緊急モニタリングの結果などから、市内での移転が可能な場合、空間放射線量の低い地域の指定避難所等を開設し、一時移転を指示する。また、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、市外への移転が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県の

市町村に協議をする。

2 他市からの避難の受入れ

(1) 他市からの避難の受入れの実施

県は、UPZ圏（7市町、約208千人）においては、原子力施設の状況に応じた段階的な避難や、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、避難や一時移転を実施しなければならないとしている。

ア 避難者受け入れ要請の受諾

市は、女川原発で警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合、県又は避難元自治体から避難の可能性について情報提供を受け、全面緊急事態が発生した場合には、県又は避難元自治体から避難者の受入れについて要請を受けることとされている。

市は、以下の場合に避難者を受け入れることとし、受け入れられない場合には、県と避難元自治体にその理由を付してその旨を伝達する。

- ・市の施設が使用可能であり、市内の避難者が発生していない又はわずかである。
- ・市内でライフラインが大規模に停止するなどの被害がない。
- ・原発事故による市への影響が少ない。

イ 避難所受付ステーションの開設と避難者の受付

市は、避難者の受入れを決定した場合、避難元自治体に避難の対象人数、世帯数などを確認の上、避難所受付ステーションを開設し運営する。同ステーションでは、避難者の本人確認を行い、予め定めた避難所へ案内する。

ウ 避難所の開設と避難者の受入れ

市は、避難所を開設し避難者を受け入れる。避難所の使用は原則として、避難所ごとに受け入れ準備を開始した日から1ヵ月以内とする。ただし、災害の状況や避難者の人数等により、1ヵ月を超えて使用する必要がある場合には、県及び避難元自治体並びに避難所の施設管理者と協議の上決定する。

エ 避難所の運営

市は、避難初期の段階においては主体的に避難所を運営するが、避難元自治体の体制が整い次第、避難所の運営を避難元自治体に引き継ぐものとする。

オ 物資の供給

避難者が使用する飲食物や生活必需品については、避難元自治体が用意することを原則とする。ただし、必要物資が不足する場合など、避難元自治体から貸与又は提供を要請された場合には、市は、対応可能な範囲でこれに協力するものとする。

第5節 被ばく対策

県は、原子力災害時における住民等の健康管理、汚染検査、身体除染等を実施するため、原子力防災緊急被ばく医療活動マニュアルを策定し、原子力災害医療実施体制を整備するものとしている。

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等の原子力災害医療について協力するとともに、必要に応じて体制の整備に努める。

安定ヨウ素剤の予防服用の具体的な配備及び運用方法については、今後の原子力規制委員会の検討結果を踏まえるものとする。

第1 平時の備え

1 安定ヨウ素剤の配備・運用

市は、今後示される国の指針や県の計画を踏まえ、事故発生後すみやかに安定ヨウ素剤の配布、服用指示ができるよう県と連携するものとする。

2 避難退域時検査の実施体制の検討

女川原発から30km圏外に位置する本市においては、他市からの避難者、及び放射性物質大量放出の影響により本市域が汚染された場合の汚染地区の住民を主な対象者として、避難退域時検査及び身体除染を講じるための基準を超えた場合の簡易除染の実施が必要になるものと想定される。

避難退域時検査及び簡易除染は、国の指針や県の計画・マニュアルを踏まえて県が行うものとされ、市は、これに協力するものとし、その要領について検討する。

3 汚染状況に応じた健康調査等への協力体制の検討

県の計画では、県は、中長期対策として、国からの放射性物質による汚染状況調査や、国の指針に基づき、県及び関係市町とともに、原子力施設の周辺地域の住民等に対する心身の健康相談及び内部被ばく線量を検査するための体制を整備し実施することとしている。

市は、他市からの避難者や市民等の避難者を対象に、県が、避難施設で実施する行動調査（被災地住民登録票）及び国や県が汚染状況に応じて事故発生直後や復旧段階に実施する健康調査に協力するため、県と連携しながら協力体制について検討するものとする。

第2 事故発生後の対応

1 安定ヨウ素剤の運用

安定ヨウ素剤の予防服用については、放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐため、原則として、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県の指示、あるいは市の独自の判断に基づいて実施することとされている。

（1）安定ヨウ素剤服用準備体制の発令

市は、東北電力から施設敷地緊急事態に相当する事象の発生についての通報連絡及び県

からの連絡を受けた場合、又はその他の方法により情報を入手した場合など、安定ヨウ素剤の予防服用の資機材の確認や配布、服用の手順の確認等を行うため、災害対策本部長が安定ヨウ素剤服用準備体制を発令する。また、安定ヨウ素剤の予防服用の指示に至る可能性があることについて市民等に周知する。

(2) 予防服用の指示

市は、服用準備体制を発令後、原子力災害対策本部又は県の指示があった場合には、適切な時機を逸することなく、予防服用に係る措置を実施するとともに、市民等に予防服用を指示する。

2 避難退域時検査への協力

市は、県が原子力事業者と連携し、指定公共機関等の支援のもとに実施する、避難退域時検査及び簡易除染に協力するため、必要に応じ避難施設等に救護所を併設するものとする。避難退域時検査及び簡易除染の結果、身体の除染を講じるための基準を超え、原子力災害拠点病院等に搬送する必要がある場合には、県と連携し、搬送に必要な対応を実施するものとする。

避難退域時検査が実施される時期は、以下のとおりである。

(1) 他市からの避難者への対応

全面緊急事態に至り、UPZ圏からの避難者を受け入れる場合において実施される。

(2) 市民等の避難者への対応

全面緊急事態発生後、放射性物質が大量放出する事態に至り、県等の行う緊急時モニタリングの結果から市民等が計画的に避難する必要がある場合に実施される。

3 医療機関等における検査・原子力災害医療が実施される場合の搬送等への協力

県の計画では、原子力災害拠点病院（日本赤十字社石巻赤十字病院、東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター等）が汚染の有無にかかわらず傷病者を受け入れて、適切な医療を提供する。また、被ばくや汚染を伴う傷病者及びそれらの疑いのある者に対しては適切な診療等を行い、更に専門的な医療が必要となった場合には、高度被ばく医療支援センター（弘前大学、福島県立医科大学、量子科学技術研究開発機構、福井大学、広島大学、長崎大学）に搬送するものとされている。

市は、避難施設等における避難退域時検査の結果、原子力災害医療を要すると認められる市民等及び他市からの避難者を原子力災害拠点病院等に搬送する必要がある場合には、県と連携し、搬送に必要な協力をするものとする。

4 汚染状況に応じた健康調査等への協力

市は、国及び県が、他市からの避難者や本市民等の避難者を対象に避難施設等において実施する行動調査（被災地住民登録票）や、汚染状況に応じて事故発生直後や復旧段階に実施される健康調査に協力するものとする。

第6節 飲食物の安全確保

第1 平時の備え

1 飲食物の摂取制限、出荷制限に関する協力

市は、原子力災害対策指針の基準や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、県が、飲食物の安全確保のために実施する摂取制限、出荷制限を迅速かつ円滑に行えるよう協力するものとする。

事故発生時の飲食物の摂取を制限する際の基準（原子力災害対策指針）

基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準（OIL6）	核 種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

食品衛生法による食品中の放射性物質の基準値

対 象	放射性セシウム
一般食品	100Bq/kg
乳児用食品	50Bq/kg
牛 乳	50Bq/kg
飲料水	10Bq/kg

第2 事故発生後の対応

1 飲食物の摂取制限、出荷制限に関する協力

市は、全面緊急事態発生後、放射性物質の大量放出に至り、市に影響が及ぶと想定される場合において、県が原子力災害対策指針の基準や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき飲食物の安全確保のために行う飲食物の摂取制限、出荷制限を迅速かつ円滑に実施できるよう協力するとともに、農産物等の生産者や市民等への周知を図る。

また、市は、県及び関係機関と協力し、飲食物を調達・確保し、関係住民等への供給・分配を行う。この際、備蓄飲食物、自ら調達した飲食物、及び国、県、他の自治体等によって調達し引き渡された飲食物を供給する。飲食物が不足して調達を必要とする場合、市は国や県、あるいは原子力災害対策本部等に飲食物の調達を要請する。

用語集

ア 行

【安定ヨウ素剤】

原子力施設等の事故に備えて、放射能をもたないヨウ素を服用のために調合したもの。甲状腺にはヨウ素を取り込み蓄積するという機能があるため、放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に集まり、甲状腺組織内で一定期間放射線を放出し続ける。その結果、甲状腺障害が起こり、甲状腺がんや甲状腺機能低下症を引き起こす。これらの障害を防ぐため、被ばく前に安定ヨウ素剤を服用し甲状腺を放射能のないヨウ素で飽和しておく。ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、被ばく直前の投与が最も効果大きい。なお、安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素の摂取による内部被ばくの低減に関してのみ効果がある。

【ウラン】

原子番号 92 の元素で、記号 U で表示される。天然元素の中では原子番号が最も大きい。地殻中に広く分布し、百種以上の鉱物に含まれる。核燃料又はその親物質として用いられる。

【運用上の警戒レベル（O I L）】

Operation Intervention Level と略される。放射性物質が外部に放出された場合には、空間放射線量率等の環境モニタリングを行い、予め定めた判断基準と照らし合わせ、各種防護措置を実施する。この時の判断基準となるのが O I L である。

【屋内退避】

放射性プルームによる被ばくを低減する措置として、気密性の高い屋内又は放射線の遮へい効果の高い屋内への退避を行うこと。通常の行動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易である等の利点があること、建屋の有する遮へい効果及び気密性等を考慮すれば防護対策上有効な方法である。

【汚染検査】

施設や物品、人体や衣服等について、放射性物資による汚染の有無を確認することをいう。汚染検査には、表面汚染検査の他に、空気、水の汚染検査がある。

【オフサイトセンター（O F C）】

Offsite Center と略される。緊急事態応急対策等拠点施設のこと。原子力緊急事態が発生した場合に現地において国の原子力災害現地対策本部、地方自治体の災害対策本部などが情報を共有しながら連携のとれた応急措置等を講じていくための拠点として、あらかじめ緊急事態応急対策等拠点施設を指定することが、原災法で定められている。

カ 行

【外部被ばく】

放射線を体の外部から受けること。透過力の大きいエックス線、ガンマ線、中性子線は、身体組織全体に影響を与えるが、ベータ線は透過力が小さいため、皮膚及び眼球への影響が主である。自然放射線によるものとしては宇宙線及び大地からのガンマ線による被ばくが外部被ばくである。

【確定的影響】

放射線の被ばくにより、短期的に発生する影響（急性障害）のこと。一般に、しきい線量を超

えて被ばくした場合に影響が現れるとされる。影響の例としては、急性放射線症、不妊、水晶体混濁、造血臓器の機能障害などがある。これに対する用語として、確率的影響がある。

【確率的影響】

人が受けた放射線の量の増加に従って、障害の発生する確率が大きくなる傾向がある影響のこと。晩発性の身体的影響である発がん、子孫に伝わる遺伝的影響は、確率的影響に分類される。これに対する用語として、確定的影響がある。

【環境モニタリング】

原子力施設から放出される放射線及び放射性物質による公衆の被ばくのレベルを確認するために、原子力施設周辺の環境において、空間放射線や土壌、食物、水等に含まれている放射性物質を測定評価すること。

【希ガス】

周期表の18族元素ヘリウム (He)、ネオン (Ne)、アルゴン (Ar)、クリプトン (Kr)、キセノン (Xe)、ラドン (Rn) の六つを総称する。地表及び大気中に含まれる量が非常に少ないので、このように呼ばれる。いずれも無味無臭、無色で、1原子分子の気体（常温）である。融点、沸点は低い。化学的に極めて不活性で、元素相互又は他の元素と化合しにくい。このため不活性ガスとも呼ばれる。

【キセノン】

原子番号 54, 原子量 131.30 の元素で、希ガスの一種。元素記号 Xe。常温では無味無臭の気体。半減期 5.29 日の放射性核種のキセノン 133 (Xe-133) は希ガスの代表的な核種である。

【緊急事態応急対策等拠点施設】

⇒オフサイトセンター参照。

【緊急時活動レベル (EAL)】

Emergency Action Level と略される。初期段階における避難等の予防的措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準。原子力施設の観測可能な状態等で表されるもので、事業者が定める。プラントの状態の変化、深層防護を構成する各種設備（①異常発生防止、②異常拡大防止、③異常放出防止）の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生に着目して定められる。

【緊急事態区分】

原子力施設の状況に応じて、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにするため、緊急事態を区分するもの。区分には「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」の三つがある。

【空間放射線量率】

ある時間内に空気中を通過する放射線の量をいう。平常時や緊急時の環境モニタリングにおける重要な測定項目の一つである。

【クリプトン】

原子番号 36 の元素。元素記号は Kr。天然にはほとんど存在せず、ウラン等の核分裂によって生成する。クリプトン 85 (Kr85) の半減期は 10.76 年である。キセノン (Xe) やヨウ素 (I) とともに、軽水炉内でウラン燃料の燃焼に際して生成する主要な気体状核分裂生成物である。

【警戒事態】

緊急事態区分の一つ。その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが切迫した状況で

はないが、原子力施設に異常事象が発生した又はそのおそれがあるため、情報収集や、災害時要援護者の避難の実施により時間を要する防護措置の準備を開始する必要がある段階。

【計画的避難】

福島第一原子力発電所の事故において、混乱が生じないように、国など関係機関が、該当する県及び市町村と綿密に打ち合わせをしたうえで、1ヵ月程度の期間で計画的に避難を実施したものの。1年間の放射線量を積算すると20ミリシーベルトに達する可能性がある地域が指定された。

【健康調査】

災害発生時に住民等の健康状態を把握するために行う調査。原子力災害においては、住民等の被ばく線量の把握も重要な目的となる。

【原災法第10条】

原子力災害対策特別措置法第10条のことであり、原子力事業者の通報義務について規定したもの。一定の事象（特定事象）が生じた場合の通報を原子力事業者の原子力防災管理者に義務付ける（第10条第1項）とともに、罰則によりその履行を担保することとしている。

【原災法第15条】

原子力災害対策特別措置法第15条のことであり、原子力緊急事態宣言について規定したもの。原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、内閣総理大臣に報告し、内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言等の公示を行うこととされている。

【原子力規制委員会】

原子力利用における安全を確保するため、環境省の外局として国家行政組織法3条2項に基づいて設置された委員会（いわゆる三条委員会）。平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故を契機に原子力安全規制の体制が抜本的に改革され、より独立性の強い新たな規制行政組織として平成24年9月19日に発足した。委員会は国会の同意を得て内閣総理大臣により任命される委員長及び委員4名からなる。

【原子力緊急事態】

放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態。原子力緊急事態が発生した場合、原災法第15条に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行う。原災法第15条参照。

【原子力災害医療】

原子力災害時に被ばくした人を対象に医療行為を行うこと。周辺住民の医療措置に関して道府県の災害対策本部に関係機関の協力を得て原子力災害医療体制が組織される。また各事業所周辺には地域救急医療機関の体制が組織される。

【原子力災害拠点病院】

原子力災害時に被災地域の原子力災害医療の中心となって機能する医療機関。

【原子力災害対策指針】

防災基本計画に適合して、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者による原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の円滑な実施を確保するための指針。原災法第6条の2において原子力規制委員会が定めることが規定されている。

【原子力災害対策特別措置法】

原災法と略される。原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とした法律。1999年9月30日に起きたJCOウラン加工工場の臨界事故の教訓等から、原子力災害対策の抜本的強化を図ることとして2000年6月16日に施行された法律である。東北地方太平洋沖地震（2011年3月11日）に伴う福島第一原発事故の教訓から、2012年6月27日に改定された。

【原子力災害対策本部】

原子力災害時に臨時に内閣府に設置される本部。原災法第15条により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言をしたときに設置される。内閣総理大臣が本部長を務める。

【原子炉圧力容器】

原子炉の炉心部を収納する肉厚に作られた頑丈な鋼製容器。内部に燃料集合体から成る炉心、制御棒などの炉心構造物、一次冷却材（軽水）等があり、運転時には高温・高圧となっている。

【原子炉格納容器】

原子炉施設で、放射性物質が原子炉圧力容器や原子炉冷却系などの主要設備から環境に放散されることを防止するための一つの手段として設けられた、主要施設を格納するための密閉性と耐圧性の高い容器（実際には建造物）。主要施設から放射性物質が拡散されるような場合にも、環境への拡散を防ぐために気密な建造物に収納（格納）して、事故時の被害防止の手立てとする。

【原子炉建屋】

原子炉及びその関連施設を収容する建屋。

サ 行

【災害時要援護者】

災害が発生した場合、必要な情報を迅速かつ的確に入手し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動において第三者の支援を必要とする人。具体的には平常時から介護及び行動の補助など何らかの支援を必要とする高齢者及び障害者（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害のある人など）や状況によって妊産婦、乳幼児、外国人も対象になる。

【災害対策基本法】

災害対策基本法は、1961年（昭和36年）制定の法律。その目的は、国土と国民の生命、財産を災害から守ることで、国、地方公共団体及びその他の公共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにするとともに防災計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧等の措置などを定めることを求めている。本法では災害を、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象、または大規模な火災、爆発及びこれらに類するものとしており、原子力災害も含まれる。

【シーベルト】

人間が放射線を浴びた時の影響度を示す単位。線量の単位で、記号はSvと書く。

【施設敷地緊急事態】

緊急事態区分の一つ。原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。

【指定公共機関】

内閣総理大臣が、関係法に基づいて指定する公共機関。原子力防災に関係する機関としては、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関、及び内閣総理大臣が指定する電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人が該当する。

【指定地方公共機関】

内閣総理大臣が、関係法規に基づいて指定する地方公共機関。原子力防災に関係する機関としては、当該都道府県の知事が指定する電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人などが該当する。

【除染】

放射性物質が付着して汚染されている人体や施設を対象として、この放射性物質を取り除くことをいう。除染の方法にはブラッシング、研磨のような機械的方法と、洗剤、有機溶媒、酸、アルカリを使用する化学的除染がある。

【セシウム】

原子番号 55 の元素。原子量 132.90543。元素記号は Cs。銀白色の柔らかい金属。アルカリ金属のうち最も反応性に富む。多くの同位体があるが、代表的なものに質量数 137 (Cs137) や 134 (Cs134) がある。

【全面緊急事態】

緊急事態区分の一つ。原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

【線量計】

放射線から受けるエネルギーの量（線量）を計測する装置。個人の外部被ばく線量を測定する計器には、フィルムバッジ、ガラスバッジ、熱蛍光線量計、ポケット線量計、アラームメーターなどがある。

【線量率】

単位時間当たりの線量で、単位としては Sv/h、mSv/h、 μ Sv/h などが用いられる。ここで、Sv はシーベルトと読む線量の単位で、 $1 \text{ Sv/h} = 1,000 \text{ mSv/h} = 1,000,000 \mu\text{Sv/h}$ である。また、時間単位としては、時間 (h) のほか、秒 (s)、日 (d)、年 (y) も用いられる。当初は「線量当量率」と表記されていたが、「線量率」に改正された。

タ 行

【等価線量】

人体組織が放射線を被ばくするとき、その組織に対する生物学的効果を勘案した放射線の線量。人体へ与えられるエネルギー量（吸収線量）に、放射線の種類ごとの影響の違いを考慮した係数（放射線荷重係数という。）をかけて求める。

ナ 行

【内部被ばく】

生体内に取り込まれた放射性物質による被ばくをいう。体内被ばくともいう。放射性物質が体内

に入る経路は、呼吸によるもの、経口によるもの、皮膚を通じるもの三通りがある。体内に入った放射性物質は、全身に均等に分布する場合と特定の器官あるいは組織に選択的に吸収される場合がある。被ばく量は、有効半減期（半減期参照。）に依存する。

ハ 行

【避難】

放射性プルーム等による被ばくを避けるため、影響のない場所に移動すること。放射性物質の大量の放出前に実施することが可能な場合には、被ばくの低減化の効果が最も大きい防護対策。

【避難退域時検査】

OILに基づく防護措置としての避難等の際に、避難や一時移転する者の汚染状況を確認することを目的として実施される検査のこと。

【プルーム】

一般に、大気中に煙が放出されるとき、この煙の流れをプルーム（plume：煙流）という。原子力災害時に、大気中に放出される放射性物質の煙を放射性プルーム又は単にプルームという。

【ベクレル】

放射能の単位。放射性物質が放射線を出す能力（放射能）の強さ又は量を表す。1秒間に1個の原子が崩壊する放射性物質の量を1ベクレル（Bq）という。

【放射性物質】

一般的に放射性核種を含む物質。放射能と混同される場合があるが、放射能をもつ物質が放射性物質である。法的規則では、ある定められた値以上の放射能や放射能濃度を持つ物質を指している。

【放射性ヨウ素】

核的に不安定で、一般にベータ線とガンマ線を放出して他の元素に壊変するヨウ素を放射性ヨウ素という。安定なヨウ素は天然に存在するものは原子番号53、質量数127の元素（I127）である。これに対し、質量数127以外のヨウ素は不安定な性質を有しており、核分裂に伴って次のような放射性ヨウ素が主に生成される。質量数131のもの（¹³¹I：半減期8.06日）、¹³³のもの（¹³³I：半減期20.8時間）、¹³⁵のもの（¹³⁵I：半減期6.7時間）などがある。

【放射線】

エックス線、ガンマ線などの電磁波（光子）並びにアルファ線、ベータ線、中性子線等の粒子線（アルファ線、ベータ線は、それぞれヘリウム原子核及び電子からなる）の総称である。直接あるいは間接的に物質中の原子や分子を電離（電離作用）するほか、物質によっては発光（蛍光作用）させたり、化学変化を起こしたりする。放射線の種類によっては物質の透過力が異なる。放射線は人間の五感では感じないので、特別の測定器を用いて検出、測定する。

放射線には自然放射線と人工放射線がある。

【放射能】

放射性物質が自発的に壊変して放射線を放出する能力をいう。単位は、その放射性物質に含まれる放射性核種が単位時間に壊変する数であって、毎秒あたり1壊変を1Bq（ベクレル）と定めている。日本語では放射性物質と概念的に混同されることが多い。

ヤ 行

【予防的防護措置】

原子力災害の初期対応段階で短時間のうちに大量の放射性物質が放出される事態に対して、比較的近傍の地域における住民等の確定的影響の発生を回避するため、遅くとも放出開始直後に原子力施設から避難等の措置を講じること。

ラ 行

【ロジスティック】

活動に必要な物資を確保し供給するための調達、供給、配送等の後方支援活動。

【炉心】

原子炉の中心部分。エネルギーを発生する燃料集合体等のある部分を指す。

欧文略語

【Bq（ベクレル）】

⇒ベクレル参照。

【EAL（緊急時活動レベル）】

⇒緊急時活動レベルを参照。

【OFC（オフサイトセンター）】

⇒オフサイトセンター参照。

【OIL（運用の介入レベル）】

⇒運用の介入レベル参照。

【PAZ（予防的防護措置を準備する区域）】

Precautionary Action Zone の略。急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。原子力発電所から概ね半径 5 km が目安とされる。

女川原発では、女川町、石巻市が含まれる。

【Sv（シーベルト）】

⇒シーベルト参照。

【UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）】

Urgent Protective Action Planning Zone の略。確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、緊急時防護措置を準備する区域。原子力発電所から概ね半径 30 km が目安とされる。

女川原発では、女川町、石巻市、南三陸町、登米市、涌谷町、美里町、東松島市が含まれる。

出所) 原子力規制委員会 原子力防災用語集、原子力百科事典 ATOMICA、2016 宮城県の原子力行
政 等